

桑名市人材確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若い世代の桑名市内での就職及び定住を促進するとともに、桑名市内の中小企業等の安定的な人材確保を支援し、もって企業の安定的かつ持続的な企業活動を維持するため、予算の範囲内において桑名市人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）の規定を準用するほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 別表1に掲げるいずれかに該当する者をいう。
- (2) 正規社員 次に掲げる要件を全て満たす者を言う。
 - ア 労働契約に期間の定めがないこと。
 - イ 雇用保険の被保険者であること。
 - ウ 事業所が定める所定労働時間をフルタイム（週35時間以上）で働くこと。
 - エ 事業所に直接雇用されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有している中小企業等（以下「補助対象企業」という。）。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団（桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営等に関与していないこと。
- (4) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。

(補助金の支給要件)

第4条 補助金の支給要件は、補助対象企業が令和6年4月1日以降に次に掲げる正規社員を新たに雇用し、その後当該社員が90日以上継続して桑名市内で勤務しているものであることとする。

- (1) 補助対象企業に就職した日において39歳以下であること。
- (2) 申請日において90日以上継続して市内に住所を有していること、また継続して事業所に在籍していること。
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 補助対象事業所に事業主、取締役等経営を担う職務を務めている2親等以内の親族がいないこと。
- (5) 正規社員に対して申請日までに就職祝金等（10万円以上）を支給していること、または支給を確約すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、正規社員1人あたり10万円とする。ただし、補助対象企業1社あたり100万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、桑名市人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、桑名商工会議所会頭（以下「会頭」という。）に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 会頭は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の結果、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、桑名市人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

2 会頭は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとして認める場合は、補助金の不交付を決定し、桑名市人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を申請した者に通知する。

(補助金の支払い)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、会頭が別に定める期日までに桑名市人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を会頭に提出し、補助金を請求するものとする。

2 会頭は、前項の規定による請求に基づき、補助金を支払うものとする。
（交付決定の取消し等）

第9条 会頭は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令に違反したとき。

2 会頭は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、桑名市人材確保支援事業補助金取消通知書（様式第5号）により通知する。

（補助金の返還）

第10条 会頭は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

中小企業等に該当する者

1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

2 以下に該当する者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合体であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人税法（昭和40年法律第34号）上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定する34事業）を行っていること。 ② 認定特定非営利活動法人でないこと。 ③ 常時使用する従業員が300人以下であること。